令和2年涌谷町議会定例会1月第2回会議(第1日)

令和2年1月20日(月曜日)

議 事 日 程 (第1号)

- 1. 開 会
- 1. 開 議
- 1. 会議録署名議員の指名
- 1. 会議日程の決定
- 1. 議案第1号 涌谷町放課後児童健全育成事業実施条例
- 1. 議案第2号 使用料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例
- 1. 議案第3号 涌谷町印鑑条例の一部を改正する条例
- 1. 議案第4号 涌谷町病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
- 1. 議案第5号 涌谷町水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
- 1. 議案第6号 工事請負契約の変更契約の締結について
- 1. 議案第7号 令和元年度涌谷町一般会計補正予算(第8号)
- 1. 議案第8号 令和元年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第4号)
- 1. 休 会

午後1時30分開会

出席議員(12名)

1番	黒 澤		朗	君	2番	涌	澤	義	和	君
3番	竹 中	弘	光	君	5番	佐々	木	みさ	至子	君
6番	稲 葉		定	君	7番	伊	藤	雅	_	君
8番	久		勉	君	9番	杉	浦	謙	_	君
10番	鈴木	英	雅	君	11番	大	泉		治	君
12番	大 友	啓	_	君	13番	後	藤	洋	_	君

欠席議員(1名)

4番 佐々木 敏 雄 君

説明のため出席した者の職氏名

町 長	遠藤釈雄	君	副 町 長	田 代 浩 一 君
総 務 課 参 事 兼 課 長	渡辺信明	君	総務課財政再建対策室 参 事 兼 室 長	今 野 博 行 君
企 画 財 政 課 参事兼課長	髙 橋 貢	君	まちづくり推進課長	大 崎 俊 一 君
税務課長	熊 谷 健 一	君	町民生活課長	今 野 優 子 君
町民医療福祉センター長	大 友 和 夫	君	町民医療福祉センター 病 院 事 務 長	吉名正彦君
町民医療福祉センター総務管理課長	紺 野 哲	君	町民医療福祉センター 福 祉 課 長	牛 渡 俊 元 君
町民医療福祉センター 子育て支援室長	木 村 智香子	君	町民医療福祉センター 健康課参事兼課長	浅野孝典君
農林振興課参事兼課長	瀬川晃	君	建設課参事兼課長	佐々木 竹 彦 君
上下水道課長	平 茂和	君	会計管理者兼会計課長	木 村 敬 君
農業委員会会長	畑 岡 茂	君	農業委員会事務局長	小 野 伸 二 君
教育委員会教育長	佐々木 一 彦	君	教育総務課長 兼給食センター所長	熱 海 潤 君
生 涯 学 習 課 参 事 兼 課 長	佐々木 健 一	君	代表監查委員	遠藤要之助君

事務局職員出席者

 事 務 局 長
 高 橋 由香子
 総 務 班 長
 金 山 みどり

 主
 事 髙 橋 和 生
 主
 事 日 野 裕 哉

O# E / W # #	ユ ン よりいを持った 人業に出席いまざ	とよりよ 与しと 同 ノ伽山 出り 丁 ガエ.よ
	一君) 本日は多忙の中、会議に出席いただ	
議事運営に~	つきましては、いつもと変わらない格別のご	協力を賜りますようよろしくお願いいたします。
ここで開会前	前にお知らせしておきます。4番佐々木敏雄	議員から欠席の届け出が出ております。
本日1月20日	日は休会の日でございますが、議事の都合に	より令和2年涌谷町議会定例会を再開し、1月第2回
会議を開会いた	たします。	
	v	
◎問業々	○ □	
◎開議 <i>0</i>	の直音	
〇議長(後藤洋-	一君) 直ちに会議を開きます。	
◎議事日	日程の報告	
○議長(後藤注-	一君) 日程をお知らせいたします。日程は	、お手元に配った日程表のとおりでございます。
		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
◎会議釒	録署名議員の指名	
○議長(後藤洋−	一君) 日程に入ります。	
日程第1、金	会議録署名議員の指名は、涌谷町議会会議規	則第118条の規定により議長において、3番竹中弘光
君、5番佐々フ	木みさ子君を指名いたします。	
○○議員	日程の決定	
	一君) 日程第2、会議日程の決定を議題と	
		は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ご
ざいませんか。	0	

(午後1時30分)

◎開会の宣告

○議長(後藤洋一君) 異議なしと認めます。よって、1月第2回会議の日程は、本日1日と決しました。

[「異議なし」と言う人あり]

◎議案第1号の説明、質疑、討論、採決

- ○議長(後藤洋一君) 日程第3、議案第1号 涌谷町放課後児童健全育成事業実施条例を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。町長。
- **〇町長(遠藤釈雄君)** 皆様方におかれましては、1月第2回会議、大変ご苦労さまでございます。

それでは、議案第1号について提案の理由を申し上げます。

本案は、これまで涌谷町児童福祉施設設置条例で定めておりました放課後学童クラブについて、令和2年4月から涌谷第一小学校の敷地内に現在建設中の新放課後児童クラブを開設することに伴い、新たに条例を制定いたそうとするものでございます。

また、新たな児童クラブにおいては、利用料金を徴収することといたし、関係条項を整備するものでございます。

詳細につきましては、担当室長から説明をいたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

- 〇議長(後藤洋一君) 子育て支援室長。
- 〇町民医療福祉センター子育で支援室長(木村智香子君) 議案第1号 涌谷町放課後児童健全育成事業実施条例 についてご説明いたします。

議案書1ページをお開き願います。

第1条は、本条例の趣旨を定めるもので、児童福祉法第34条の8第1項の規定に基づく放課後児童健全育成事業の実施に関し必要な事項を定めるものです。

第2条は、放課後児童クラブを実施する旨を定めるもので、放課後学童クラブの名称を6年生までの受け入れ 拡大に伴い放課後児童クラブといたすものです。

第3条は、放課後児童健全育成事業を実施する児童クラブの名称及び位置を定めております。わくわくスマイル児童クラブは涌谷町字刈萱町11番地の涌谷第一小学校敷地内に建設中の専用教室で実施いたします。杉の子児童クラブは涌谷町涌谷字小人町1番地の月将館小学校内の余裕教室で実施いたします。小里箟岳児童クラブは涌谷町太田字台78番地の2の箟岳白山小学校内の体育館余裕スペースにて実施するものです。

第4条は、対象児童を定めるもので、第1項第1号として、町内の小学校に在学する保護者が就労等で昼間、 家庭にいない児童。

第2号として、そのほか町長が必要と認める児童とします。想定されますのは、要保護児童等、お預かりする ことが望ましい児童があります。

第5条は、実施時間を定めるもので、第1項では児童クラブの実施時間は学校下校時から午後6時30分までとし、学校の休業日においては午前7時30分から午後6時30分までとします。

第2項では町長が認めるときは、実施時間を変更することができる旨を規定しております。

第6条は、児童クラブの休業日を1号から4号まで定めるものです。

第7条として、児童クラブに放課後児童支援員を置くことを定めるもので、第2項はその職務は別に定めると するものです。 放課後児童支援員とは、学童保育の指導のための専門資格者のことです。

第8条は、利用料を新たに定めるもので、第1項で児童クラブを利用する児童の保護者から利用料を徴収することを定め、第1号で通年利用の場合、月額3,000円とし、第2号から第4号まで学校の長期休業日のみ利用した場合の料金を別に定めるものです。

また、第2項では町長は利用料を減免することができるとし、第3項で利用料の徴収及び減免等については規 則で定めるものとします。

最後に、第9条として規則への委任を定めるものです。

附則、施行期日ですが、1、この条例は令和2年4月1日から施行するとします。

附則2、3につきましては、新旧対照表でご説明いたします。

新旧対照表1ページをお開き願います。

附則には、涌谷町児童福祉施設設置条例の一部を改正するもので、第2条第2項の表中、八雲児童遊園と八雲 児童館は廃止といたすため削り、その他の学童クラブは新条例へ移行するため削るものです。

次に、第3条第2項中、費用徴収のほかを新条例で定めるため削るものです。

附則3は、涌谷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の附則第3条において、 放課後児童健全育成事業、いわゆる放課後児童クラブの対象学年を一定期間制限することを認めるとしており ましたが、今回全クラブで6年生まで拡大いたしますのでこの条項を削るものです。

最後に、八雲児童館、八雲児童遊園につきましては、昭和46年からこれまで涌谷神社さんから土地の貸与を受けて地域に愛され、地域に根差した運営をしてまいりました。大変感謝いたすものです。しかしながら、今回老朽化のため関係者と協議し、廃止の運びとなりました。今後、当初予算に解体費用を計上いたし、お認めいただきましたら撤去し、涌谷神社さんにお返しいたそうとするものです。

以上で説明を終わります。

- ○議長(後藤洋一君) これより質疑に入ります。9番。
- ○9番(杉浦謙一君) 全協出ておりませんで多分質疑があったのかなと思っておりますけれども、利用料につきましてご質疑したいと思っております。説明の中に、資料の中に利用料の現在のおやつ代2,000円が今度の新しい条例の中には利用料として3,000円を取ると。そのほかにおやつ代が入りますと5,000円、原則5,000円ぐらいになるだろうと思っています。年間にすると、現状の2万4,000円が6万円になるという単純計算ですけれども、そういった負担の割合になるのかなと思っていますけれども、実際としてはどういう、このことで間違いないのかお聞きします。
- 〇議長(後藤洋一君) 室長。
- ○町民医療福祉センター子育て支援室長(木村智香子君) まず、月額3,000円、そして、おやつ代、教材費として実費徴収として月額2,000円、合わせて5,000円となる見込みです。全員協議会で説明して議員さん、いらっしゃらなかったので資料のほうをお持ちがどうかわからないんですけれども、これに対して減免措置をするということは、所得に応じてだったり、利用日数に応じてだったり、減免はいたそうということで考えております。以上です。
- 〇議長(後藤洋一君) 9番。

○9番(杉浦謙一君) 資料はいただいておりました。確かにこの表を見ると、大崎市のやっている放課後児童クラブのように思いますが、ただし、やはりそういう原則的にはやっぱり大きな負担になっていくだろうと思います。隣の登米市のように現状の涌谷のような利用料は取っていない自治体もありながら、大崎管内を一緒に考えると、どうしてもそういった負担になるんだろうなと思っていますけれども、もう少し負担を減らせるような、余りにも2万4,000円が6万円になると、大きく変わってくるんじゃないか、気持ち的にも変わってくるんじゃないかと思っていますが、町長にお聞きしますけれども、涌谷町の子育て支援は一体どうお考えなのかということですね。町の目玉ではないのかなと思っているんですけれども、町長の認識、お考え、お聞きしたいと思います。

〇議長(後藤洋一君) 町長。

○町長(遠藤釈雄君) 確かに子育て支援あるいは子供教育環境の向上というのは、私が最も人材育成の上で大事にしたいところでございますが、現在の財政状況の中で、私はきょう、あすの問題じゃなくて、ここ何年間の間に財政が整ってきたらば統括的にそのような子育て支援等々に力点を進めたいという考えを持っていますが、現時点では、やはりさまざまな財政状況、各課にわたる財政状況を見ますと、やはりこの程度のご負担はいただかなければならないのかなという気持ちでございます。その思いというのは全く質問者と同じでございますけれども、やはりここで一度、サービス料金をいただくというスタンスも私はあえてとらせていただきたいなと、そのように思っております。やはりその結果、少しでもさまざまな面で整ってきましたらば、私としてはそういった形に進めたいと思っていますので、どうか現時点ではこのような形をとらせていただくことをご理解いただきたいと、そのように思っています。

〇議長(後藤洋一君) 9番。

○9番(杉浦謙一君) 利用料を取るなと言っているわけではなくて、余りにも負担が大きくなるのではないかということなんですね。ですから、ちょっと料金の取り方も、大崎市を参考にしているのはわかるんですが、やはりもう少し考えて住民の方が他町に逃げられる、逃げられるっておかしいな、ほかの自治体にとられちゃうような状況になっては財政が再建される問題ではなくなってくるわけでありますから、やはりそこら辺はもう少し大きく考えて負担を余り強いる必要はないと思うんです。そんなに町民が悪いことをしたのかという思いになっちゃいますから、負担の割合をもう少し軽減できるような対応に取り組んでいただきたいと思っています。その点ではいかがでしょうか。

〇議長(後藤洋一君) 町長。

○町長(遠藤釈雄君) 質問者が言っていることは、私も気持ちがございますので重々承知しております。そういった中で、やはりこういったようなご議論いただきながら私のスタンスというものも大きく影響を受けるわけでございますけれども、今考える中では、ここまで来るのにさまざまな考えがございました。そういった中で私としては、負担というものをこの程度までにということで本来よりも下げてきたつもりでございます。ですから、私としては、今考えられるのは、先ほど申し上げましたように、持続できるようなサービスをしたいということでございますが、ただ、質問者の言っていることは重々承知しておりますので、今後とも全体の中で考えるべきは考えたいと、そういう気持ちはいささかも変わっておりませんので、ご指摘はありがたく頂戴したいと思っております。

- ○議長(後藤洋一君) ほかにございませんか。1番。
- ○1番(黒澤 朗君) 1番黒澤でございます。この学童クラブが第一小学校から第一小学校と八雲児童館が合わさるという4つの地域が3つになるということですけども、経費面ではどのような感じになるんでしょう、ふえるのでしょうか、下がるのでしょうか。
- 〇議長(後藤洋一君) 室長。
- ○町民医療福祉センター子育て支援室長(木村智香子君) 経費のことでのご質問です。12月会議でまず新しい学童クラブ、児童クラブなんですけれども3つになりまして事業者への委託ということを提案いたしお認めをいただいております。このことで、過去3年間の経費については5,300万円程度とご説明いたし、今後、令和2年からの経費につきましては光熱水費等も含めまして4,500万円というふうに試算しております。このことで経費は大分下がるということで私どものほうで努力をしていることでございます。以上です。
- 〇議長(後藤洋一君) 1番。
- **〇1番(黒澤 朗君)** わかりました。その上で増収額は幾らぐらいを見込んでいらっしゃるんでしょうか。
- 〇議長(後藤洋一君) 室長。
- ○町民医療福祉センター子育で支援室長(木村智香子君) 今回の利用料の徴収、減免も含めまして年間520万円程度と見込んでおりますけれども、これは今後、児童の数だったり、親の所得の増減だったりで変化があると思いますけれども、当初予算に向けて520万円程度見込んでおります。以上です。
- 〇議長(後藤洋一君) 1番。
- **〇1番(黒澤 朗君)** 財政再建プランの中には470万円ぐらいという資料がございますけれども、多く見込んでいるということでよろしいですか。
- 〇議長(後藤洋一君) 室長。
- ○町民医療福祉センター子育で支援室長(木村智香子君) 多く見込んでおりますけれども、これは財政再建プランのときの試算、人数だったり、それから減免の人数だったりは今回の試算で変わってきているということでございます。
- ○議長(後藤洋一君) 3回目になります。1番、言ってから、3回目になりますので一応終了します。 ほかにございませんか。

[「なし」と言う人あり]

- ○議長(後藤洋一君) これで質疑を終結いたします。
 - これより討論に入ります。9番、反対。ほかにございませんか。反対討論をお願いします。
- ○9番(杉浦謙一君) 先ほど質疑をしましたら、私は条例、特に利用料につきまして反対討論を行いたいと思います。この現状の利用料ゼロから3,000円にふやすということと、年間2万4,000円が6万円になるという大きな町民に対する負担、利用する方への負担に子育て支援に対する大きく逆行するような取り組みは、私自身としても決して容認できるものではありません。その点では今後とも、先ほど町長も答弁されましたけれども、今後の財政の状況ありますが、何としても町民というか、子育てのための支援を充実する涌谷町に逆行する、そういった施策は決して好ましくないと思い反対討論といたします。ありがとうございました。
- ○議長(後藤洋一君) これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号 涌谷町放課後児童健全育成事業実施条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(後藤洋一君) 起立多数であります。よって、議案第1号 涌谷町放課後児童健全育成事業実施条例は原 案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(後藤洋一君) 日程第4、議案第2号 使用料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

〇町長(遠藤釈雄君) 議案第2号の提案理由を申し上げます。

本案は、涌谷町財政再建計画に基づき、使用料及び手数料の見直しを行うため、地方自治法第96条第1項第1 号及び第228条第1項の規定により関係条例の整備を行おうとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

- ○議長(後藤洋一君) 税務課長から説明願います。
- ○税務課長(熊谷健一君) それでは、議案第2号 使用料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書は4ページ、新旧対照表は3ページになります。説明につきましては新旧対照表で行いますのでお願い いたします。

まず、第1条関係の涌谷町町税条例の一部改正でございます。

第73条の2第1項固定資産課税台帳の閲覧の手数料1回につき200円を300円に、次の第73条の3第1項固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料1枚につき200円を300円に改めようとするものです。 これらにつきましては、現在、涌谷町町税条例で規定しているものですが、同様の内容について涌谷町手数料徴収条例でも規定していることから、今回の手数料の改正にあわせてこれらの具体的な金額については涌谷町手数料徴収条例の中で規定いたそうと改正するものでございます。

次に、4ページをお開き願います。

第2条関係の涌谷町手数料徴収条例の一部改正でございます。

第2条第1項第13号は、諸税公課に関する証明手数料、第14号は土地、建物、その他物件に関する証明手数料、第15号は営業、職業に関する証明手数料、第16号は公簿、図面の閲覧手数料、第17号は公簿、図面の写しの交付手数料ですが、それぞれ1通1枚につき200円を300円に改めるものでございます。

ただし、第14号の土地、建物、その他物件に関する証明につきましては、物件数が多く証明書が 1 枚を超える場合は、1 枚につき100円を加算することといたします。

終わります。

〇町民生活課長(今野優子君) 引き続き、町民生活課分につきましてご説明いたします。

そのまま新旧対照表をごらんください。

第20号、住民基本台帳、またはその一部の写しの閲覧手数料、1回1世帯につき200円を300円に、行政区の範囲内で閲覧する場合、1回1行政区につき1,500円を3,000円に改めるものでございます。

続きまして、第21号、住民票、戸籍の附票、除かれた住民票または除かれた戸籍附票の写しの交付手数料、第22号、住民票記載事項に関する証明手数料、次のページになります、第23号、身分に関する証明手数料、第24号、埋火葬許可証の交付手数料につきまして、1通200円を300円に改めるものでございます。

次の第25号を削り、第26号、印鑑に関する登録手数料1件につき300円を400円に改正し第25号と改め、第27号、 印鑑に関する証明手数料、第28号、その他の証明手数料について1通200円を300円に改正し、それぞれ第26号、 第27号と改め、第29号を第28号と改めるものでございます。

手数料の免除に関する条項第5条第1項中第4号を第6項に改め、第3号の次に第4号、公費による援助又は 扶助を受けるために必要なもの、第5号、法令の規定により無料で取り扱いをしなければならないものを追加 するものでございます。こちらにつきましては、町長が特別の事由があると認めたときとして事務処理を行っ ておりましたが、今回の改正にあわせて明文化したものでございます。終わります。

〇生涯学習課参事兼課長(佐々木健一君) それでは、新旧対照表6ページをお願いいたします。

第3条、涌谷町公民館条例の一部改正でございます。今回の条例改正は、財政再建計画で使用料の見直しが掲げられ、さらに使用料、手数料等の見直しの基本方針が制定されましたのでそれに基づいて公民館、改善センター、くがね創庫、各体育施設等の条例を改正いたそうとするものでございます。

使用料、手数料等の見直しの基本方針では、受益と負担の公平性を保つために減免制度の見直しが行われこれについては規則での改正となりますが、これまで町長または教育長が特に必要と認める場合としまして、町民の方については全額免除となっていましたが、見直し後は全額免除については町が主催、または共催するときのみとなります。また50%減免については、国、他の地方公共団体、または公共的団体が町民の福祉向上のために利用するとき、町外の高等学校が教育活動で利用するとき、障害者で構成する団体が利用するとき、中学生以下で構成する団体が利用するとき、社会福祉関係団体、地域コミュニティ団体、社会教育関係団体、教育関係団体が公益性のある活動で利用するときとなり、これらに該当しない場合には条例に規定する使用料をいただくこととなります。

また、使用料の設定につきましては、これまで午前、午後、夜間等により料金設定をしておりましたが、午前、午後、夜間等の使用料区分を廃止して利用者が利用しやすいそうに、さらに施設が効率的に活用できるように 1日を通して1時間当たりの単価での使用料を設定しております。

また、消費税につきましては、これまで外税方式でしたが、事務取り扱いしやすいように内税方式としております。

なお、これまで公民館改善センターでいただいておりました冷暖房の使用料は規則改正で廃止の予定となって おります。

それでは、公民館の使用料の1時間当たりの単価につきましては、それぞれ現行の使用料から1時間当たりの 金額を算出して端数調整した金額としております。 なお、備考で入場料を徴収する場合を営利を目的に使用する場合と改正いたしまして、利用の実態に合わせて 改正しております。

次に、8ページをお願いいたします。第4条、涌谷町立史料館の設置及び管理に関する条例の一部改正でございますが、史料館につきましては、高校生は入館者数が少ないので小・中学生に合わせて100円とし、団体については事務取り扱いしやすいように50円としております。一般につきましては、近隣の施設を参考としまして100円値上げして300円、団体については1人250円としております。

次に、9ページをお願いいたします。

第5条、涌谷町くがね創庫条例の一部改正ですが、くがね創庫の観覧料につきましては利用者が少ないこともあり、個人、団体で高校生を小中学生と同額にし、一般では団体160円を150円にしております。くがね館、さくら館につきましては、営利活動は現行単価から1時間当たりに割り戻して規定しておりますが、非営利活動については利用形態が1週間とか2週間とか展示する団体が多いので割り戻して計算しますと、高過ぎて利用者が極端に少なくなることが想定されますので、1時間300円としております。

次に、11ページをお願いいたします。

第6条、箟岳地区町民体育館条例の一部改正でございますが、近隣の同規模の南郷体育館、大崎市松山の海洋 センター、登米市の海洋センターなどを参考にして規定しております。体育以外を使用目的とした場合につい ては、現行の3区分を営利を目的としない場合と営利を目的にする場合の2区分としてわかりやすくしており ます。

次に、13ページをお願いいたします。

第7条、涌谷町B&G海洋センター条例の一部改正ですが、改正内容につきましては箟岳地区町民体育館と同様の改正となっております。同館の使用につきましては、体育館の1面と同額と改正しております。

次に、15ページをお願いします。

第8条、涌谷町勤労福祉センター条例の一部改正ですが、福祉センターにつきましては改正内容は箟岳地区町 民体育館、海洋センターと同額でございますが、2階のフロアの使用料を新たに追加し、使用料につきまして は体育館1面の使用料と同額とする改正となっております。

次に、17ページをお願いいたします。

第9条、涌谷スタジアムの設置及び管理運営に関する条例の一部改正ですが、涌谷スタジアムの使用料につきましては、近隣のスタジアムを参考にしまして、高校生以下については全日で使用した場合の1時間当たりの単価を端数調整した金額で500円、一般はその倍の1,000円としております。終わります。

〇教育総務課長兼給食センター所長(熱海 潤君) 新旧対照表19ページでございます。

涌谷町公立学校の施設使用条例第10条関係となりますが、この機会に第2条関係では教育委員会(以下「委員会」という。)を涌谷町教育委員会(以下「教育委員会」という。)に改め、第3条、第4条、第5条、第6条についても委員会を教育委員会と改め、第6条の各号の1つに該当するときはという文言を、次の各号のいずれかに該当するときと改めるものでございます。

新旧対照表20ページをお開き願います。

第8条関係では、同じく文言の整理といたしまして「委員会」を「教育委員会」と改めるものでございます。

別表といたしまして、こちらも先ほど生涯学習課長の説明と同様となりますが、これまで午前、午後、夜間と 利用料を設けておりましたものを、1時間当たりの単価にいたそうとするものであります。こちらにつきましては、表中、月将館小学校の体育館を1時間当たり400円、それからさくらんぼこども園のアリーナを1時間当たり300円、それ以外の小学校の体育館については200円、それから校庭につきましては一律100円といたそうとするものでございます。これは建物の老朽度といいますか、新しさを勘案して差をつけておるものでございます。終わります。

〇町民医療福祉センター総務管理課長(紺野 哲君) 続いて、新旧対照表21ページをごらんいただきます。

第11条関係ということで涌谷町健康と福祉の丘使用料及び手数料条例でございます。国民健康保険病院の使用料としまして、死体処置料を3,000円から4,000円に改めるものでございます。

22ページをお開きください。

ます。終わります。

死体検案料ですが、時間内を3万円から4万円に、時間外を4万円から5万円に改めるものでございます。 次に、下の表、手数料でございますが、普通診断書を2,500円から4,000円に、特殊診断書、こちらは生命保険 や裁判所などの処理に使用する診断書でございますが5,000円を6,000円に、死亡診断書料を3,000円から5,000 円に、各種保険関係証明書を5,000円を6,000円に、面談料を3,000円から5,000円に改めるものでございます。 金額の設定に関しましては、圏外の自治体病院の状況を調査いたしまして平均的な額を算定したものでござい

〇町民生活課長(今野優子君) 続きまして、新旧対照表23ページをごらんください。

第12条、涌谷町営共葬墓地条例の一部改正につきましてご説明いたします。

第14条第2項使用許可証の書きかえ及び再交付手数料について1件150円を300円に改正するものでございます。 終わります。

- 〇生涯学習課参事兼課長(佐々木健一君) 第13条、涌谷町農村環境改善センター条例の一部改正ですが、改善センターにつきましては現行では公民館と同額となっておりますが、多目的ホールにつきましては公民館の交流ホールより狭いので1,000円と設定してございます。調理実習室、その他に関しましては公民館と同額となっております。終わります。
- ○議長(後藤洋一君) これより質疑に入ります。8番。
- ○8番(久 勉君) 今回の各種手数料、あるいは各施設の使用料の改正、町長の提案理由の中では財政再建を大義名分とするならば、非常に残念な提案としか言いようがありません。なぜ現在ある施設で特定の部分を除いたのか、それを知っていて提案したのか、あるいは知らないで提案したのか、いずれにしても、知らなくて提案したということになれば、それは課長たちの仕事に対する真摯な態度が見られない。

それと、もしそれがあるというのがわかっていて提案しないということになれば、非常に議会を軽視した提案とした言いようがありません。多分言われて心当たりある人は、ない人はわからないかもわからない、2年前ですかね、パークゴルフ場、それからテニスコート、サッカー場等、涌谷の土地をある特定の団体の物すごい要望でつくっていただいた。それは過去のことですから構わないですけど、ただ、きちんと整理すべきという提案をしているはずです。いまだに改善されないまま来ている。今回、先ほど町長が前者の質問に対してこういう状況だからお金をもらうのもやむを得ない。抜けたのはどうなんですか、今回抜かしたのは。どんな意図

があってそれをやらないということにしたのか、いかがですか、町長。

- 〇議長(後藤洋一君) 町長。
- ○町長(遠藤釈雄君) 率直に申し上げまして、この部分はサッカー場なんかは使っておりますけれども、今まで使用になじんでいないというような形の中で私はこういう今回制定になったのかなと、そのように受けとめておりましたけれども、技術的なことは残念ながら、そういった経緯についてはわかっていますが、技術的なことは把握しておりませんけれども、あの部分だとよく消防団の練習だったり、あるいはパークゴルフ場においてはしっかりとした整備がなされていないというのを聞いて、再三再四の整備ということがありましたけれども不完全なままであるので、そういったようなところに使用料をいただくということになっていないのかなという形で私は受けとめておりました。

〇議長(後藤洋一君) 8番。

○8番(久 勉君) 不完全なままとおっしゃいましたけど、どこまでいって完全でお金を取れる施設にするのかという問題じゃないはずです。町の財産を特定の人たちに黙って使わせている。それは過去、できたいきさつからそれはやむを得ないと言われればそれまで。しかし、もう20年も30年もたっているんですからここできちんとすべきです。今回は物すごくいい機会だったはずです、これ。利用者にも話しやすいし、こういうことで今、見直しをしているんだと。だから、あなたたちには今までこうして使っていただいていたけど、今後、今、町がこういうふうに大変なんだって。先ほどの提案理由でも言っているじゃないですか、財政再建計画に基づき。財政再建計画を訴えるなら何でそこまで目が届かないのかということなんですよ。仕事なんですよ、仕事。それも2年も前に言われていて依然として投げっ放し、何ら解決策も示されません。

たしか、これは大変恐縮なんですけど不確かな情報なんですけど、当時の担当者が3月まで何とかしますって常任委員会でも、何とかする、何とかするって言ってきたんだけど、本人の、これは本当かうそかわからないです、本人の答弁では、答弁というよりも答えではつくったと、条例の改正案を。つくったけど却下されてしまったと。その辺のいきさつはわかりません。どんなことがあって却下になったのか。

ただ、先ほども言ったとおり、今回のはまさに見直しをする最適の時期ですよ、これ。それをこれを見逃した らまたずるずると行っちゃいそうな気がするんですけど、どうですか、見直す気ないんですか。

〇議長(後藤洋一君) 町長。

○町長(遠藤釈雄君) ご指摘いただきましたので、私はもう一回、本当にお金を取るに値するかということから始まりましてそのことについては当然のごとく検討したいと思います。このことに関しましては、先ほど申し上げましたように、使用料等々、取らないとか、あるいはパークゴルフ場の整備というものも再三上がってきておりますが、そういった中でさらに整備をするという動きもない中できっと使用料をいただくという段階ではないのだろうと、そのように思っておりましたが、そういうご指摘がありましたので、そういうときにその話を検討させていただきたいと思っております。

〇議長(後藤洋一君) 8番。

○8番(久 勉君) さっきも言いましたけど、整備が不十分だから取れないとかという問題じゃないということなんですよ、町長。勘違いしないでください。当時、担当者にお話し申し上げたときに、加美町、あるいは隣の田尻の体育館のところの、加護坊山じゃなくて田尻の公民館のところにあるパークゴルフ場とか見学してき

ました。十分涌谷だってお金は取れます。ただ、お金を取る、取らないじゃなくて、今が異常なんですから、 ああいうふうな施設の管理というのはないはずなんですよ。それをやはりせっかくの機会ですから直して、そ して、お金を取るかどうかというのはまた別問題。今回のでは4月1日から施行するとなっていますのでまだ 時間はありますから、3月の提案まで。ぜひ短期間になるけど、前に検討しているはずですから多分検討材料 はあると思いますので、ぜひこれは3月まできちんと整備して4月1日から足並みそろえて使用料の改正条例 が施行できるようにということでいかがですか。

- 〇議長(後藤洋一君) 町長。
- **〇町長(遠藤釈雄君)** 私としては、逆にありがたい提案でございますが、ただ、そういったような技術的なこと というのは、私のほうから検討はさせていただきます。ただ、その検討の仕方がどのような形にするかわかり ませんので、担当課長、このことについて何かございますか。そのことをかわって答弁いただきたいと思います。
- 〇議長(後藤洋一君) 生涯学習課長。
- **〇生涯学習課参事兼課長(佐々木健一君)** 以前にパークゴルフ場、サッカーグラウンド、あとテニスコートの関係者とも打ち合わせをしまして、理解を得てスポーツ施設条例を検討した経緯がございます。

ただ、その時点では使用料の徴収はない状況でした。今回各体育施設で使用料を徴収することとなりましたので再度、協議が必要になると考えております。

現在、各施設とも各自で整備等を行っておりますので、使用料の徴収については理解を得るにはちょっと難し い状況になっているかとは思いますが、協議は続けていきたいと考えてございます。

- ○議長(後藤洋一君) よろしいですか。(「よろしくないけど、いいわ」の声あり)
 ほかにありませんか。7番。
- ○7番(伊藤雅一君) 大変難しい質問をいただいているんでないかなというふうに思いますが、財政5カ年計画、既にもう決議されて今の5カ年計画、実行に入っているわけですが、今回のこの提案は、その財政5カ年計画との関係において5カ年計画の中に入っているものを今回このように具体的にといいますか、示したものなのか、それとも5カ年計画とは全く関係ないものであるというふうな提案であるのか、その辺あたりをお聞きしたいと思います。
- 〇議長(後藤洋一君) 財政再建室長。
- ○総務課財政再建対策室参事兼室長(今野博行君) お答えいたします。ただいまのご質問でございますが、町長の提案理由にもございました財政再建計画に基づきということで、大方はそちらに入っております。あと、一部入っていないものもございますが、おおむね財政計画どおりの数字となっております。以上です。(「入っているんだね」の声あり)はい。
- ○議長(後藤洋一君) これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。8番。賛成か反対か。(「反対」の声あり)ほかにございませんか。8番、反対討論をお願いします。

〇8番(久 勉君) 提案理由の中で町長は財政再建計画に基づきと言っておきながら、未整備な施設を持っていると。それを持っていてそこで利用者の人たちが自分たちで使い勝手のいいように使っていると。公の施設と

してきちんと整備すべきと言ってきたにもかかわらず、それもなされないまま、ずるずると来て今回の再建計 画、私はこれは物すごいチャンスだと思うんですね。こういう機会だからこそ、町民の人たちにお話し申し上 げて理解してもらうということは、物すごく大切なことだと思うんですけど、それすらも行おうとしなかった。 それをやらないままに提案してきたということ自体が、果たして提案するに当たって内部できちんと精査した かどうかってかなり疑問です。きちんと精査すれば、こういう提案ってないはずだと。そういうところに仕事 の緊張感といいますか、欠如しているんじゃないのかなと。それは町長の言葉でどこまで整備されていくかわ からないとか、未整備だから金取れないとか、そういう問題じゃないということなんですよ、町長。そうでし ょう。町の土地にある特定の人たちだけがそこを使って、公平の原則とか公正の原則からいえば異常な形を、 それは町長は俺がやったんでないと言えば、それまでなんですけど、今までされてきたのが、野放しにされて きたのがおかしいんですから、それはやはりきちんと直すべき。きちんと直してご理解を得ていただいて、先 ほど課長の最後の答弁の中にお金を取るのはなかなか難しいんでないかと。難しいんでないかじゃないはずな んですよ。それはみんな、こうやってご負担いただく、手数料も使用料も上げていこうということなんですか ら、そんなときにそこの団体だけ特定の人たちだけ負担しなくたっていいということはないと思う。それは町 でやること、あるいは団体がやること、管理に関しても整備に関してもそれはきちんと線を引いて、町の施設 なのですから、やはり町がやるところは町がやる、団体が使うことでお金のかかることは団体で負担してもら うということは、それはお話し合いすればできることなんですから、きちんとやはり話し合いをして4月1日 には全部足並みそろえてできるようにということで、今回の提案に対しては反対いたします。

○議長(後藤洋一君) これにて討論を終結いたします。

これより議案第2号 使用料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(後藤洋一君) 起立多数であります。よって、議案第2号 使用料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

- ○議長(後藤洋一君) 日程第5、議案第3号 涌谷町印鑑条例の一部を改正する条例を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。町長。
- **〇町長(遠藤釈雄君)** 議案第3号の提案理由を申し上げます。

本案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るため、関係法律の整備に関する法律の施行 に伴い、所要の改正を行おうとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

- 〇議長(後藤洋一君) 町民生活課長。
- 〇町民生活課長(今野優子君) 議案第3号 涌谷町印鑑条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたしま

す。

議案書は17ページになります。新旧対照表は25ページをお開きください。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、 涌谷町印鑑条例の一部を改正するものでございます。

今回の法律改正は、成年後見制度を利用している方々の人権が尊重され、不当に差別されないよう数多くの法 律で規定されていた成年被後見人等に係る欠格事項を一律に削除し、資格等にふさわしい能力の有無を個別的、 実質的に審査判断する仕組みへと改められたものです。

新旧対照表をごらんください。

第2条第3項第2号中、成年被後見人とあるのを意思能力を有しない者(前号に掲げる者を除く。)に改め、 第3条第3項につきましては、文言訂正と住民基本台帳法第6条第3項の規定を追加するものです。

議案書17ページにお戻り願います。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行し、令和元年12月14日から適用するものです。 以上で説明を終わります。

○議長(後藤洋一君) これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(後藤洋一君) これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○議長(後藤洋一君) これにて討論を終結いたします。

これより議案第3号 涌谷町印鑑条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(後藤洋一君) 異議なしと認めます。よって、議案第3号 涌谷町印鑑条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号及び第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(後藤洋一君) 日程第6、議案第4号 涌谷町病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を 改正する条例と、日程第7、議案第5号 涌谷町水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改 正する条例は、それぞれ関連がございますので一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

〇町長(遠藤釈雄君) ただいま一括上程されました議案第4号及び第5号の提案の理由を申し上げます。

本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、令和2年4月1日から導入される 企業職員である会計年度任用職員及び任期付職員の給与の種類等について、地方公営企業法第38条第4項の規 定により関係条項の改正を行おうするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

- ○議長(後藤洋一君) 総務管理課長から順次説明をお願いします。
- ○町民医療福祉センター総務管理課長(紺野 哲君) それでは、議案第4号 涌谷町病院事業職員の給与の種類 及び基準に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案書は18ページ、19ページ、新旧対照表は26ページ、27ページでございます。

本条例は、ただいま町長の提案理由で申し上げましたとおり、会計年度任用職員及び任期付職員の給与の種類等について、令和元年12月会議で可決いただきました条例などに合わせ関係条項を整理するものでございます。 説明は新旧対照表で行いますので26ページをお開きください。

第2条第2項におきましては給与と手当を明示するものですが、一般職員の条項と合わせ文言を整理し、また 特定任期付職員業績手当を適用できるよう文言を加えるものでございます。

第9条、第19条の2につきましては、近年、災害が多発していることを受けまして災害派遣等手当を整備する ものでございます。

第19条の3につきましては、顕著な業績を上げた場合に支給する手当を整備するものでございます。

27ページ、第26条につきましては、これまでの非常勤職員及び臨時雇用者について制度改正に伴う会計年度任 用職員ということで条項を整理するものでございます。

第1項は給与の種類、第2項は準用規定で一般部門と同様の取り扱いでございます。

第27条につきましては、任期付職員についての適用除外ですが、第1項では、特定任期付職員には給与の調整額や一部の手当を適用しない規定を、第2項では、短時間勤務として採用された場合に扶養手当と寒冷地手当を適用しない規定を定めるものでございます。

議案書の19ページをお開きください。

附則でございますが、この条例は公布の目から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

- 〇議長(後藤洋一君) 上下水道課長。
- **〇上下水道課長(平 茂和君)** それでは、議案第5号 涌谷町水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案第4号と同様に、地方公営企業法の規定による関係条項の改正でございます。議案書20ページ、21ページをお開きください。新旧対照表は28ページ、29ページをお開きください。新旧対照表のほうでご説明いたします。

第2条には第3項中、「及び退職手当」を「、退職手当災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当を含む。)及び特定任期付職員業績手当」に改めるものです。

また、14条の後に、災害派遣手当及び武力攻撃災害等派遣手当と特定任期付職員業績手当の支給基準として、 14条の2及び14条の3を加えるものでございます。

15条の2につきましては、第10条第2項中の第2項を削除するものでございます。

第17条については、臨時職員に関する給与を会計年度任用職員に関する給与に改め、給与の種類及び給与の基

準を定めたものでございます。

第20条については、任期付職員についての適用除外を規定するため、条文を追加するものでございます。

議案書21ページへお戻りください。

附則でございます。この条例は公布の日から施行する。

以上で説明を終わります。

○議長(後藤洋一君) これより質疑に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○議長(後藤洋一君) これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○議長(後藤洋一君) これにて討論を終結いたします。

これより議案第4号 涌谷町病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(後藤洋一君) 異議なしと認めます。よって、議案第4号 涌谷町病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 涌谷町水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を採決いた します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(後藤洋一君) 異議なしと認めます。よって、議案第5号 涌谷町水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

休憩します。45分までとします。

休憩 午後1時35分

再開 午後1時45分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

〇議長(後藤洋一君) 再開いたします。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(後藤洋一君) 日程第8、議案第6号 工事請負契約の変更契約の締結についてを議題といたします。 提案理由の説明を求めます。町長。 **○町長(遠藤釈雄君)** 議案第6号の提案の理由を申し上げます。

本案は、令和元年度涌谷町議会定例会 6 月会議において契約の議決をいただきました平成31年度涌谷第一小学校学童クラブ新築工事について変更契約をいたそうとするものでございます。

契約額につきましては、当初の契約額から169万9,500円減の1億4,614万500円で株式会社藤山工務店と令和2年1月6日付で仮契約を締結いたしたものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

- 〇議長(後藤洋一君) 建設課長。
- **〇建設課参事兼課長(佐々木竹彦君)** それでは、議案書22ページをお開きください。

議案第6号 工事請負契約の変更契約の締結について、平成31年度涌谷第一小学校区学童クラブ新築工事について下記のとおり請負契約の変更契約を締結するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年涌谷町条例第10号)第2条の規定により議会の議決を求める。

- 1、契約の目的、平成31年度涌谷第一小学校区学童クラブ新築工事。
- 2、契約金額、変更前、金1億4,784万円。変更後、金1億4,614万500円。減額金額は169万9,500円であります。

令和2年1月6日付で仮契約を締結しております。

3、契約の相手方、宮城県大崎市田尻沼部字新富岡57番地の1。株式会社藤山工務店。代表取締役藤山修一。 主な変更内容につきましては、議会資料の1ページをお開きください。

変更図面でありまして、工事請負費に計上しておりました1階打合コーナーと2階の談話コーナーのエアコン 2台、それと、右のほうにありますカーテン等を一度取りやめて補助対象となる備品として購入し、同様に整 備するために今回減額変更するものでございます。

なお、工事完成は予定どおり2月末を見込んで進捗中でございます。終わります。

○議長(後藤洋一君) これより質疑に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○議長(後藤洋一君) これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○議長(後藤洋一君) これにて討論を終結いたします。

これより議案第6号 工事請負契約の変更契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(後藤洋一君) 異議なしと認めます。よって、議案第6号 工事請負契約の変更契約の締結については原 案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

- ○議長(後藤洋一君) 日程第9、議案7号 令和元年度涌谷町一般会計補正予算(第8号)を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。町長。
- ○町長(遠藤釈雄君) 議案第7号の提案理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ11億4,461万7,000円を増額し、総額を88億8,309万円にいたそうと するものでございます。

補正の主な内容でございますが、歳入については、国県支出金におきまして東日本大震災復興交付金及び災害 復旧に係る補助制度から見込みによりそれぞれ計上するものでございます。

寄附金につきましては、台風被害に係る復旧支援のための寄附金及び昨年8月から新たなふるさと納税サイト へ登録し、返礼品の充実を図りさらに多くの方から寄附をいただいておりますことから増額いたそうとするも のでございます。

繰入金につきましては、財源調整により減額を見込み、町債につきましては災害復旧事業等に要する財源として計上いたそうとするものでございます。

次に、歳出でございますが、まず、総務費におきまして今後のふるさと納税への増加を見込み事務委託料を増 額いたし、東日本大震災復興交付金について基金へ積み立てをいたすものでございます。

民生費につきましては、災害廃棄物の処分等に要する経費を増額いたすものでございます。新下町浦と涌谷浄化センターに開設した災害ごみの仮置き場の災害廃棄物につきましては、昨年12月11日で処理が終了しておりますが、稲わらの処理につきましては現在、宮城県に広域処理を依頼しているところでございます。

農林水産業費につきましては、被災農家の方が早期に施業再開が行えるよう県の制度を活用いたし、営農災害 支援等に対する補助金を計上いたそうとするものでございます。

災害復旧費におきましては、道路、橋梁等の災害復旧に係る補助金等の確定により、本復旧に要する費用を計上いたそうとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

- ○議長(後藤洋一君) それでは、総務課長から順次説明願います。
- ○総務課参事兼課長(渡辺信明君) それでは、議案第7号 令和元年度涌谷町一般会計補正予算(第8号)でございます。

予算書の22ページ、23ページをお開き願います。

まず人件費からご説明いたします。23ページ、給与費明細書、一般職 (1) 総括の表の比較の欄を見ていただきたいと思います。給与費の職員手当で61万9,000円の減、共済費で1,000円の増、合計で61万8,000円の減額でございます。内訳といたしましては、次の段になりますが、扶養手当で3万円の減、その下の段の表にあります寒冷地手当で1,000円の増となり、これにつきましては職員の異動等によるものでございまして、時間外手当の65万円の減額につきましては、3 款児童福祉費の幼児教育・保育無償化事業で3月末までの見込みにより減額いたすものでございます。

一番下の表にあります(2)その他の表でございますけれども、児童手当3万円の増につきましては扶養児童

の増によるものでございます。

4ページにお戻り願います。

○企画財政課参事兼課長(高橋 貢君) 4ページにお開きください。第2表債務負担行為補正でございます。1 債務負担行為の追加、農畜産業被害対策支援資金に対する利子補給でございます。こちらは台風19号に伴います被害農家に対する支援資金として貸し付けたうち、利子補給を行うものとして令和2年から令和16年まで追加として提出するものでございます。

幼稚園等給食外部調理搬入業務委託料でございます。こちらは幼稚園等に対する給食の調理搬入を行うことといたしまして令和2年から令和4年まで追加するものでございます。

第3表地方債補正1地方債の追加でございます。公共土木施設災害復旧事業といたしまして9,190万円、こちらは10月に発生いたしました台風19号により被害の生じました公共土木施設等の災害復旧事業債について、国の査定を受けたことで確定したことにより計上するものでございます。

歳入欠かん債420万円でございます。こちらは同じく台風19号において被災された方々の町民税、固定資産税等を減免したことに伴います減収分の不足を補うものとなっております。

2地方債の変更、災害廃棄物処理事業といたしまして4億4,980万円を増額いたしまして4億9,610万円とする ものでございます。内容といたしましては、台風19号により発生いたしました災害廃棄物の処理のうち、これ まで未処理となっておりました稲わらや土砂について今後の処理方針と事業見込みが確定したことにより増額 するものとなっております。

続いて、歳入に移ります。8ページ、9ページをお開きください。

15款2項1目総務費補助金東日本大震災復興交付金4,850万円でございますが、これは東日本大震災で被災された方々の災害公営住宅等入居に係る家賃低廉等を図るため、今回第25次申請分として交付を受けたことから歳出にあります震災復興基金積立金として積み立てるものとなっております。

- ○町民生活課長(今野優子君) 2目9節災害廃棄物処理事業費補助金4億4,973万2,000円の増額につきましては、 災害廃棄物処理事業費の国庫補助率2分の1相当額を追加で計上いたすものでございます。終わります。
- **○建設課参事兼課長(佐々木竹彦君)** 5目7節①公共土木施設災害復旧事業費補助金は、国債工事13カ所の合計額1億2,113万8,000円で国の補助率66.7の額を見込むものです。
- 〇農林振興課参事兼課長(瀬川 晃君) 16款2項4目⑩被災農家等営農災害緊急対策事業補助金ですが、台風19 号の災害に伴い、国の営農対策追加事業でありますが、収穫後の米を保管していた倉庫等が浸水し、米の出荷ができなかった農家が営農再開をするために必要な経費を支援するものでございます。対象の戸数は3件であり、補助金は国2分の1、県40%、町10%で、400万円のうち、国県分として360万円計上するものでございます。

続いて、②強い農業担い手づくり総合支援交付金(被災農業者支援型)4,500万円でございますが、これも台風19号の災害により農業用施設機械の復旧を行い営農を再開する農業者への支援としての交付金でございます。当町では、浸水等によります農業機械の修理や暴風による畜舎の屋根の修繕となっております。対象件数は30件で、補助率は国2分の1、県40%、残りは受益者負担となり、5,000万円のうち、国県分として4,500万円を計上するものでございます。

○総務課参事兼課長(渡辺信明君) 続きまして、18款1項1目―般寄附金②ふるさと納税で400万円の増でございますが、12月の補正におきましても500万円の増額をお願いしたところですが、12月に入りまして予想以上のふるさと納税をいただき、12月一月で平成30年度、1年分相当の寄附をいただきましたことから、改めて400万円を増額いたそうとするものでございます。このことから、12月末現在のふるさと納税の寄附金の額でございますが、1,989万5,000円となったものでございます。

次の①指定寄附金で100万円の増でございますが、ふるさと納税のうち、返礼品のない災害支援寄附として寄 附されたものでございますが、このことにつきましても10月に入りましてから70万円ほどの寄附があり、増額 計上をお願いするものでございます。終わります。

○企画財政課参事兼課長(高橋 貢君) 10ページ、11ページをごらんください。19款2項1目①財政調整基金繰入金3,391万4,000円の減額でございますが、これは財源調整によるものです。予算確定後、今回の戻し入れを踏まえて財政調整基金の残高は4億4,376万1,000円となります。

22款町債につきましては、先ほど説明申し上げましたので省略させていただきます。

12ページ、13ページをお開きください。歳出に移ります。

〇総務課参事兼課長(渡辺信明君) 歳出でございます。12ページ、13ページをお開き願います。

2款1項1目細目2一般管理経費で299万2,000円の増額でございますが、12節②手数料の公用車点検手数料で6万7,000円の増、③の公用車保険料で1万8,000円の増、27節公課費①公用車重量税7,000円の増につきましては、これまで地域振興公社に貸与しておりました公用車が車検切れに伴い返還されることになりましたが、現在、町がリースで使用している公用車も本年2月にリース契約が切れますので、そのリース契約をやめ返還された車を引き続き公用車として使用したほうが経費が抑えられるという見込みから、今回車検に係る経費をお願いするものでございます。

飛ばしておりました②手数料のインターネット公金取扱手数料 5 万円及び13節①ふるさと納税事務委託料285 万円の増額につきましては、歳入で申し上げましたふるさと納税の増額に伴いそれぞれ増額するものでござい ます。終わります。

- ○会計管理者兼会計課長(木村 敬君) 3目会計管理費細目1会計事務経費12節役務費②手数料ファームバンキングシステム手数料2万7,000円の増でございます。ファームバンキングシステムは、本町の指定金融機関でございます七十七銀行のシステムでございまして、銀行と電話回線で結び振り込みデータや口座振替データなどを送るなどの業務に使用しております。今回の補正につきましては、システムのソフトの更新を伴うものでございますが、3月までに実施することによりシステムのソフト代は無償になります。保守手数料2万7,000円のみで更新できますことから、今回補正をお願いするものでございます。終わります。
- **〇企画財政課参事兼課長(高橋 貢君)** 5目企画費細節基金管理経費25積立金震災復興基金積立金4,850万円でございますが、こちらにつきましては先ほど歳入において説明させていただいておりますので内容については省略させていただきます。予算確定後の基金積立額につきましては8,575万4,000円となっております。

次のページ、14ページ、15ページをお開きください。

〇町民医療福祉センター子育て支援室長(木村智香子君) 3 款民生費真ん中の2項1目10幼児教育・保育無償化 事業費3節⑥時間外手当65万円の減額と、18節①備品購入費65万円の増額につきましては、予算の組み替えを 行うもので、備品は保護者相談時のために子供のサークルなど必要備品購入に充てるものです。なお、財源は 100%国費となります。

6目保育所費3こども園経費11⑦賄い材料費100万円の減額は、年度末までの見込みで減額するものです。

13①委託料給食配食業務委託料9万2,000円の増額につきましては、さくらんぼこども園の来年度からの配食に係る試食分で3日分を計上しております。

〇町民生活課長(今野優子君) 16ページ、17ページをお開きください。

3項1目13節委託料災害廃棄物仮置き場管理委託料につきまして1億3,176万2,000円の増額をお願いいたすものでございます。こちらは土砂、稲わらの仮置き場の管理委託料の追加分になります。災害廃棄物仮置き場整備委託料、こちらにつきましては額が確定したことによる減額になります。災害廃棄物処分委託料の7億3,724万6,000円の増額につきましては、稲わらの処分料について増額をお願いいたすものでございます。稲わらの処分につきましては、現在、宮城県に広域処理をお願いしているところでございます。調整がつき次第、処理を進めてまいるものです。

続きまして、第19節負担金補助及び交付金につきまして災害廃棄物処理の涌谷町分の大崎広域行政事務組合の 負担金になります。こちらは大崎東部クリーンセンターとリサイクルセンターで処理した分となります。終わ ります。

〇農林振興課参事兼課長(瀬川 晃君) 6款1項17目細節1水田農業構造改革対策事業経費19負担金補助及び交付金補助交付金の被災農家等営農再開緊急対策事業費補助金でございますが、歳入で説明いたしました国県360万円と町分10%、40万円を足した400万円をお願いするものでございます。

次の強い農業担い手づくり総合支援交付金(被災農業者支援型)につきましても、歳入でお話しいたしました 内容で、歳入同額を計上するものでございます。終わります。

○教育総務課長兼給食センター所長(熱海 潤君) 18ページ、19ページをお開き願います。10款教育費2項2目 細目1小学校教育振興経費12節役務費①通信運搬費につきましては、小学校の通信費が年度末まで不足が見込まれることから11万8,000円の増額をお願いするものでございます。これについては保護者宛ての連絡先が近年、携帯電話となって金額が増額しているものと思われます。

②手数料電気保安設備保守点検手数料8,000円の増額、次の3項中学校費の同じく役務費の②手数料4,000円の増額ですが、こちらにつきましては現在施行しております小中学校のエアコン工事に伴う変更申請と電気保安協会への申請手数料の増額を行うものでございます。現在のところ、3月27日完成に向けて工程どおり工事のほうは進んでおります。終わります。

〇農林振興課参事兼課長(瀬川 晃君) 11款1項2目細節1林業施設災害復旧費15工事請負費①工事請負費林道 災害復旧工事120万円でございますが、林道太田成沢線について台風により路面流出いたしましたので復旧工事 費としてお願いするものでございます。

20ページ、21ページをお開きください。

〇建設課参事兼課長(佐々木竹彦君) 2項1目15節工事請負費の1億7,277万1,000円は、台風19号災害対応の復 旧工事費です。議会資料の2ページをお開きください。

資料は歳入でご説明した国債の予定箇所13カ所の位置図でございます。また単独費については表示しておりま

せんが、町内全域において道路災害が42カ所、河川災害が18カ所、その他24カ所で合計84カ所の予算をお願い するものでございます。終わります。

○議長(後藤洋一君) 以上、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

初めに、人件費全般について質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(後藤洋一君) 次に、4ページ、第2表債務負担行為補正について質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(後藤洋一君) 同じく4ページ、第3表地方債補正について質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(後藤洋一君) 次に、歳入に入ります。歳入は一括質疑となりますが、22款町債は省略いたします。

8ページ、15款国庫支出金から11ページ、19款繰入金までについて質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(後藤洋一君) 次に、歳出に入ります。歳出は款項を追っての質疑となります。

12ページから13ページまで、2款総務費1項総務管理費。

[「なし」と言う人あり]

○議長(後藤洋一君) 14ページから15ページまで、3款民生費1項社会福祉費、人件費のみでございます。
[「なし」と言う人あり]

○議長(後藤洋一君) 同じく、14ページから15ページまで、2項児童福祉費。

[「なし」と言う人あり]

○議長(後藤洋一君) 16ページから17ページまで、3項災害救助費。

[「なし」と言う人あり]

○議長(後藤洋一君) 同じく、16ページから17ページまで、4款衛生費1項保健衛生費、人件費のみです。

[「なし」と言う人あり]

○議長(後藤洋一君) 同じく16ページから17ページまで、6款農林水産業費1項農業費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(後藤洋一君) 18ページから19ページまで、10款教育費2項小学校費。

[「なし」と言う人あり]

○議長(後藤洋一君) 同じく、18ページから19ページまで、3項中学校費。

[「なし」と言う人あり]

○議長(後藤洋一君) 同じく18ページから19ページまで、11款災害復旧費1項農林水産施設災害復旧費。

[「なし」と言う人あり]

○議長(後藤洋一君) 20ページから21ページまで、2項公共土木施設災害復旧費。6番。

○6番(稲葉 定君) 台風19号の災害もようやく復旧の段階に入るなということで、予算規模については異存はないんですが、今1月なわけね。実際これから工事発注して年度内に全部終わるとは思わないんだけど、今の

業者さんとかそういったことの状況というか、それを教えていただければと思います。

- 〇議長(後藤洋一君) 建設課長。
- **〇建設課参事兼課長(佐々木竹彦君)** 業者さんの状況ということでございまして、国債の査定は12月末で終わりましてこの予算計上となりました。現在、応急の復旧ということで2業者に補助以外の部分の応急処理をお願いしてお正月明けから工事に入っている状況でございます。

また、この予算が通りましたら改めて工事の発注を行いまして、2月中には業者さんを決めて早急に着手したいとは考えておりますが、全県的な業者さんの人手不足もありまして、先は今の段階で見えていない状況があります。

- 〇議長(後藤洋一君) 6番。
- **○6番(稲葉 定君)** 大体状況は私が思ったとおりなんですけれども、先ほど説明あった13カ所の指定なんだけれども、農林振興課部分も入っているのかな、恐らく優先順位とか何とか、どこから手つけるとか、そういうのもあると思うんだけれども、そういったことは考えているんでしょうか。
- 〇議長(後藤洋一君) 建設課長。
- **○建設課参事兼課長(佐々木竹彦君)** 通行どめもされている平沢線とかもございますので、1カ所ごとですと業者さんの数もふえてしまうので、今、担当課としてはまとめた形で工事を発注して大きな業者さんにとってもらうというのも考慮中でございます。
- 〇議長(後藤洋一君) 6番。
- **○6番(稲葉 定君)** そういった方法も理解はできるんですけれども、工事費の少ないということも重要なんだけれども、時間的に早く復旧するということも大変重要なんで、その辺もあわせてこれからやっていただきたいと思います。
- 〇議長(後藤洋一君) 建設課長。
- **〇建設課参事兼課長(佐々木竹彦君)** 他町の情報なんかも聞きまして調整していきたいと思います。
- ○議長(後藤洋一君) これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(後藤洋一君) これにて討論を終結いたします。

これより議案第7号 令和元年度涌谷町一般会計補正予算(第8号)の採決をいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(後藤洋一君) 起立全員であります。よって、議案第7号 令和元年度涌谷町一般会計補正予算(第8号)は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(後藤洋一君) 日程第10、議案第8号 令和元年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第4号) を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(遠藤釈雄君) 議案第8号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ58万6,000円を増額し、総額を18億8,842万円にいたそうとするものでございます。

主な内容でございますが、制度改正に伴うシステム改修費について措置いたそうとするものでございます。 詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

- 〇議長(後藤洋一君) 健康課長。
- 〇町民医療福祉センター健康課参事兼課長(浅野孝典君) それでは、議案第8号令和元年度涌谷町介護保険事業 勘定特別会計補正予算(第4号)についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、令和2年6月に特定個人情報データ標準レイアウト、いわゆるマイナンバーのレイアウトが国のほうで改版するということによりシステム改修が必要となり、それを令和元年度内に改修した場合、国からの補助を受けることができる旨の連絡を先月、12月5日に受け12月26日に内示を受けたことから今回の補正予算をお願いするものでございます。

それでは、補正予算書6ページ、7ページをお開き願います。

歳入でございます。 3 款 2 項 3 目①介護保険システム改修事業補助金58万6,000円の増額をお願いするものでございます。これについては、歳出のシステム改修経費88万円に対し 3 分の 2 補助として補正をお願いいたすものでございます。

次、補正予算書8ページ、9ページをお開き願います。

歳出でございます。 1 款 2 項 1 目細目に一般管理経費13節委託料介護保険システム改修委託料88万円の増額ですが、令和 2 年 6 月にマイナンバーのレイアウトが改版することによるシステム改修をお願いするものでございます。

4項1目細目1介護認定調査事務費12節役務費主治医意見書作成手数料29万4,000円の減額につきましては、 年度末までの見込みとシステム改修における一般財源の組み替え調整により減額いたすものでございます。以 上で終わります。

○議長(後藤洋一君) これより質疑に入ります。一括質疑となります。質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(後藤洋一君) これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○議長(後藤洋一君) これにて討論を終結いたします。

これより議案第8号 令和元年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第4号)を採決いたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

〇議長 (後藤洋一君)	異議なしと認めます。よって	、議案第8号	令和元年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計
補正予算(第4号)	は原案のとおり可決されました。)	

◎休会の宣告

○議長(後藤洋一君) 以上をもって涌谷町議会定例会1月第2回会議に付された事件は全て議了いたしました。 お諮りいたします。

本会議は、あす1月21日から12月28日までの343日間を休会といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(後藤洋一君) 異議なしと認めます。

よって、あす1月21日から12月28日までの343日間を休会とすることに決しました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後3時22分